

業務指示書

モザンビーク国ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年2月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年3月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：送変電関連設備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、~~20ページ~~以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／電力計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：~~送変電計画~~に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モザンビーク及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：送変電設備計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モザンビーク及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月7日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みません。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
アフリカ地域 における 25% とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MZN1 = 3.426 円 , US\$1 = 102.46 円 , EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/電力計画
変電設備

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.91 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月20日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
モザンビーク国ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/電力計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モザンビーク国の電力需要は、2012年の最大電力需要が706MW、消費電力量が4,251Gwh/年で、いずれも近年は年間平均10%超の増加率となっている。他方、全国平均電化率は2012年現在で約22%と極めて低い状況となっている。

同国の電力系統は、南部系統と中部系統、北部系統の3系統に分離されており、2012年現在の中・北部州の電化率は約14%と南部州（約50%）に比べて著しく低い状況にある。しかし、近年の順調な経済成長から、中部系統、北部系統に位置するナカラ回廊地域（カーポデルガド州、ニアッサ州、ナンブラ州、テテ州、ザンベジア州北部7郡）の電力需要は最大電力需要、消費電力量それぞれ、2011年の160MW、801Gwh/年から、2021年には1,000MW、5,460Gwh/年へ急増していくことが見込まれている。

一方、電力供給設備については、同国最大の電源であるカオラバッサ水力発電所（出力2,075MW）が存在し、中部系統、北部系統にも接続されているが、同発電所で発電される電力の大部分は南アフリカに送電されており、中・北部州の電力需要増に対応することができない状況にある。新たな電源開発も計画されているが、計画段階のものが多く、特に北部系統では現時点で具体化しているものはない。

このような中長期的な電源開発に課題を有するとともに、既存の電力系統の効率化・強化を進めていくことが重要な課題となっている。既存の北部系統の中では、特に変電所の絶対数が不足し、設置から30年以上経過していることに起因する老朽化も著しい。また、北部系統のナンブラ220変電所を起点とする系統においては同変電所への過負荷などによって、2日に1回の頻度で電力供給中断や停電が発生しており、加えてナンブラから電力需要の急増しているナカラ周辺地域へ向かう送電線は現在1回線しかなく、安定的な電力供給における課題となっている。2016年には同変電所の許容量を約50%も上回る電力需要が想定されているため、適切な電力供給を確保するためには、送変電設備等の系統インフラの強化・効率化を行う必要性・緊急性が高いとともに、ナカラ回廊沿線の配電網の整備も急がれる。

これらの状況下、電力需要が年々増大するナカラ回廊周辺地域への適切な電力供給を目的とした送変電関連設備の増強に資する事業として、今般、モザンビーク国より「ナカラ回廊送電系統強化計画」に係る無償資金協力が要請された。本要請は、ナンブラとナカラの中間地点に位置し、ナンブラからナカラ周辺地域へ向かう送電線とナンブラから北部のカーポデルガド州ペンバ周辺地域へ向かう送電線が交差する地点であるナミアロでの変電所新設を主な協力内容としている。新設変電所において両送電線を連系することにより、ナンブラーナミアロ間における2送電回線の負荷調整の実現に寄与するものである。

モザンビーク政府は、中期開発計画である「貧困削減行動計画（2011-2014）（PARP）」の中で、電力等の基礎インフラの不足が、地方農村部や都市周辺の貧困を助長する要因であるとして、経済開発の潜在力のある地域や貧困度の高い地域のインフラ整備を行うことを重視している。また、本件は、2004年に策定された同国電力マスタープラン及びナンブラ・モナポ送配電網強化計画に関連する事業である。

我が国は対モザンビーク国別援助方針において「地域経済活性化」を重点分野に位置づけており、本計画は、同重点分野の最重点プログラムである「ナカラ回廊開発・整備プログラム」に合致するとともに、TICADVの柱の一つである「強固で持続可能な経済」にも合致する案件であることから、本件協力を推進する意義は高いと考えられる。

以上を踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標：

モザンビーク国ナンブラ州において新規変電設備等を整備することにより、同国北部系統への電力供給の向上・安定を図り、もって同国北部地域の地域住民の生活向上及び経済活動の促進に寄与する。

(2) プロジェクトの成果：

- 1) ナンプラーナミア口間の2送電回線の負荷調整を可能とし、ナカラ周辺地域及びカーボデルガド州ペンバ周辺地域への電力供給安定性が向上する。
- 2) ナミア口周辺地域への変電容量を増強し、停電、電圧降下等の不安定性が低減される。
- 3) ナミア口周辺地域への配電容量が向上する。

(3) 想定される協力内容：

(要請金額：22.74 億円)

- 1) 新規変電所（ナミア口）の新設（サイト広さ約200m×130m）、変電管理システム、保護システムの設置
- 2) ナンプラセントラル変電所への変電管理システム、保護システムの設置
- 3) SCADAシステム設置（ナンブラ220変電所）
- 4) 変圧器（ナンブラ州の無電化コミュニティ配電用）
- 5) 各種付帯設備機器

(4) 対象地域（サイト）

ナンブラ州ナンブラ市、ナミア口および周辺地域

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：エネルギー省

実施機関：モザンビーク電力公社（EDM）

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、本調査にて、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、モザンビーク国政府から無償資金協力の要請のあった「ナカラ回廊送電系統強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがモザンビーク国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①モザンビーク国の電力セクターの現状と政府、民間、他ドナー等の最新の関連開発計画を確認し、要請内容の位置づけおよび適切な協力内容・範

困を協議、確認するための第1次現地調査、②概略設計の実施、報告書案の作成等に
必要な調査、協議、情報収集を行うための第2次現地調査、③報告書案を先方関係者
に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の3回の現地調査を予定する。ま
た、第1次および報告書案説明の現地調査に際しては、JICAから調査団員が参加する
ことを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策
定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程
で随時十分JICAと協議すること。

なお、以下の段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確
認することとする。

1) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要-1」を取りまとめ、これを基に、協
力対象の特定及び基本的な計画の概要について協議、確認する。

2) 第2次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要-2」を取りまとめ、これを基に、基
本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認
する。

(3) モザンビーク国電力セクターの現況把握

モザンビーク国の電力セクター全般及び電力供給設備の現況および整備計画(特に
中・北部系統)さらには他ドナー等の支援状況につき最新情報を十分把握する。その
上で要請内容の同セクターにおける位置づけ、必要性、緊急性及び無償資金協力を実
施する妥当性を十分確認する。なお、JICAが2012年に実施した「モザンビーク国電力
セクター情報収集・確認調査」の報告書等の既存資料も有効活用する。

(4) 無償資金協力学スキームの理解、実施体制の構築

本事業の実施機関は、我が国無償資金協力の実施経験がないため、スキームの説明、
理解促進を十分行う。また、本スキームの実施に必要な体制、先方政府内の役割分担
を明らかにし先方の理解促進を図る。

(5) 協力対象の検討

協力対象コンポーネントについては、潮流解析も踏まえ、代替案の可能性および以
下の点にも留意しつつ適切な提案を行う。

1) 本計画目標年度におけるナンプレーナカラ周辺地域及びカーボデルガド州ペンバ
周辺地域の電力需要想定を検証し、ボトルネックを特定した上で、要請されている変
電所の適切な設備容量を検討する。

2) 同区間については別途220kVの送電線の追加による送電容量増強の計画もあり、本
計画の実現可能性、スケジュールを確認した上で、本プロジェクトの効果、妥当性を
十分検討する。

3) SCADAシステムについては、南部系統(マプト周辺)では既に導入済みであるが、
本件対象の北部系統では未導入である。系統規模が限定的である当該地域において、
現段階で同設備を導入することの短期的メリットは限定的であることも想定される
ため、EDM側の維持管理の負担とメリットを十分検証し、協力対象とすることの必要

性、技術的妥当性についても検討を行う。

- 4) 本計画対象地域の主要道路、配電線沿線の未電化コミュニティへの配電を想定し、本計画の中で、小規模な変圧器の設置の可能性を検討し、EDM側の据付、維持管理、料金徴収等の体制を十分検証した上で適正な機材内容を計画に反映する。なお、対象地・内容の検討に当たっては10か所程度の候補地について調査を行い、先方実施機関の要望及び他の本邦ODA案件との連携・相乗効果にも留意した上で優先順位付けを行う。
- 5) 本計画では、要請機材の設置に付随して必要となる変電所建屋の設置も協力対象とすることを想定している。機材計画及び既存設備を配慮し適切な施設計画を立案する。

(6) 運営・維持管理能力の確認、技術支援の検討

既存送変電設備の運営・維持管理状況を確認の上、EDMが有する運営・維持管理上の課題を把握し、提言を行うとともに、事業計画に反映する。また、ソフトコンポーネント等、技術支援の要否、内容を検討する。

(7) 環境社会配慮

本事業は、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、また非自発的住民移転は生じない想定であり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン)上、カテゴリBと位置づけられる。本調査ではJICA環境ガイドラインに準拠し、環境社会への著しい影響を回避するような事業計画を立案する。また、モザンビーク国法令において環境影響評価(EIA)の実施が求められると想定されることから、モザンビーク政府側による実施を適切に支援し、事業スケジュールとの調整等に留意する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
- 2) エネルギー分野および電力分野の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、モザンビークの電力セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて再確認する。
- 3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性を、代替案との比較も含め検証・分析する。

- 4) 他ドナーの支援の動向につき現状を把握する。特に世銀、ノルウェー等による送変電に係る支援状況について確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

- 1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(5) サイト状況（自然条件、埋設物等）調査（現地再委託可）

本調査にて行う設計、据付計画、積算について必要な精度を確保するため、ナミアロ変電所予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、機材計画、施設計画に反映させる。

- 1) 地形調査
 - ・ 建設予定地周辺地域の地盤高、形状
- 2) 地質調査
 - ・ ボーリング調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙「自然条件調査仕様書」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(6) 潮流解析

本事業での協力コンポーネントの妥当性確認に必要な潮流解析を行い、結果を事業計画に反映する。

(7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本設計（機材の基本的仕様等）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

①機材計画

- ア) 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- イ) 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と

計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

②附帯施設計画

ア) 変電所の設置に際し使用可能なサイトを確定する。

イ) 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。また、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む）について確認する。

ウ) 他の既存変電設備における事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて、協力対象となる新設変電設備、建屋の計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

3) 概略設計図

4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(8) 環境社会配慮にかかる調査・検討

以下の業務を行う。

1) EIA 要否の確認

モザンビーク国における、本事業の EIA 要否の確認を行う。確認の結果、必要であることが明らかになった場合には、下記 2) にある項目を含めた、EIA 報告書案の作成支援を行う。また、本事業の合意文書（G/A）締結までに EIA 報告書が承認されることの必要性を相手国等に説明し、同承認作業が早期に行われるよう相手国等に働きかける。

2) 重要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は以下のとおり。

ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

エ) 影響の予測

- オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) 必要に応じステークホルダーミーティングの開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）を行う。

3) 簡易住民移転計画案の作成

非自発的住民移転の発生は現時点では想定されないが、生じることが判明した場合、若しくは用地取得が生じる場合、簡易住民移転計画案の作成を行う。

原則として、簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り（被影響住民の有無等に応じて適宜検討すること。）。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAに提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ア) 用地取得・住民移転の必要性
- イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- オ) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定、及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 事業の初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(9) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のモザンビーク国政府の免税措置を整理し、確認する。

(10) プロジェクトの維持管理計画の立案

協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(11) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2012年11月改訂版)」(以下、無償報告書ガイドライン)に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」(様式の指定なし)を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費(総事業費及び内訳)

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法(PQ基準、国際入札/国内入札等)

オ) 契約条件(総価方式/BQ方式、支払い条件(履行保障の有無等)等)

カ) 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

(12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(13) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・施設数、②設備容量、③停電時間・頻度、④電圧低下、⑤電力損失、⑥新規電化世帯数、⑦温室効果ガス排出削減効果、等を想定している。

(14) 対象候補コンポーネントの優先順位づけと先方政府との調整

対象候補のコンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにモザンビーク国側との調整を行う。

①各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果

②他援助による支援計画やモザンビーク政府側事業との整合性

③各コンポーネントの事業費

④必要な許認可と所要期間の確認

(15) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(16) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をモザンビーク国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(17) 準備調査報告書等の作成

モザンビーク国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 4 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 20 部、 |
| (3) 第 1 次現地調査結果概要 | : 和文 7 部 |
| (4) 第 2 次現地調査結果概要 | : 和文 7 部 |
| (5) 準備調査報告書（案） | : 和文 7 部 英文 10 部、 |
| (6) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| （※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む） | |
| (7) 機材仕様書 | : 和文 2 部 英文 2 部、 |
| (8) 概要資料 | : 和文 6 部及び CD-R3 枚 |
| （※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む） | |
| (9) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8 部及び CD-R2 枚 |
| （※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む） | |
| | : 英文（製本版）8 部及び CD-R3 枚 |
| | : 和文（簡易製本版）3 部及び CD-R2 枚 |
| (10) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアルの補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照する。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年4月中旬より第1次現地調査、2014年6月上旬に第2次現地調査および2014年9月下旬に報告書案説明調査を実施することを想定する。2014年10月上旬までに概要資料、2015年1月30日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

項目 \ 時期	2014年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2015年 1月
事前準備	□									
第1次現地調査	■									
国内解析		▬								
第2次現地調査			■							
国内解析				▬						
報告書案説明調						■				
準備調査概要資料							▲			
報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：16.35 M/M

(2) 業務従事者の構成

- 1) 業務主任／電力計画 (2号)
- 2) 変電設備 (3号)
- 3) 配電設備 (3号)
- 4) 施設計画／自然条件 (3号)
- 5) 調達計画／積算 (4号)
- 6) 環境社会配慮 (4号)

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合には、理由を付しプロポーザルにて提案すること。

また、上記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（葡語）を配置することを認める。その場合、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。

3. 配布資料

配布資料：無償資金協力要請書、モザンビーク国電力セクター情報収集・確認調査報告書、その他関係資料

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程

第1次及び報告書案説明調査には JICA からの調査団参加を予定している。それぞれの

現地調査における参加概要は以下のとおり。

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 報告書案説明調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形調査
- (2) 地質調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2013年11月版）」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任のJICA団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全への配慮

治安、安全面に関しては、JICAモザンビーク事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。

以上

(別紙)

モザンビーク国ナカラ回廊送電系統強化計画準備調査に係る
自然条件調査仕様書

1 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2 調査項目

(1) 地形調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：ナミアロ変電所予定サイト（敷地面積 約 26,000 m² : 200 m × 130 m）

調査方法：平板測量、縦横断測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量図、縦横断図、既設構造物・地中埋設物の位置測量結果

(2) 地質調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：ナミアロ変電所予定サイト

調査内容：ボーリング調査、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書

以上